



造林事業補助金

募集期間

2020年6月12日から2021年3月31日まで

目的

森林所有者や森林所有者から委託を受けた森林組合等が、持続的な森林経営に取り組み、計画的に植栽や間伐等の県が必要と認める作業を実施した場合に、整備に要した経費の一部に対して支払われる補助金のことです。

支援内容

▼補助の採択要件等

○1 施行地の面積

森林環境保全直接支援事業の場合 0.1ヘクタール以上（県単造林事業の場合は0.05ヘクタール以上）

○間伐と更新伐（森林環境保全直接支援事業）

森林環境保全直接支援事業で実施する間伐・更新伐については、次のすべての要件を満たす必要があります。

- ・1申請における施行地の合計が5ヘクタール以上（共同申請可）
- ・伐採木の搬出材積が実施箇所1ヘクタール当たり平均10立方メートル以上

○事前計画

森林環境保全直接支援事業で実施を予定している人工造林・間伐・更新伐・森林作業道については、着手前にあらかじめ事前計画を

作成し、各農林事務所へ提出する必要があります。

○その他

原則、森林経営計画が策定された森林で森林経営計画に基づいて作業を行うことが必要です。（森林経営計画が要件とならない場合

もありますので作業実施前に一度ご相談ください）。

支援規模

▼補助金について

造林事業の補助金は、県の定める基準単価に間接費（社会保険料等）を加算し、作業数量（面積や延長）を乗じた額を標準経費として補助金額を算定します。

（補助金額の試算例）

○1 haのスギ山を伐採後、コンテナスギを2,000本/ha植栽した場合

⇒70万円程度

○1 haのヒノキ山で下刈りを実施した場合

⇒15万円程度

○鳥獣害防止ネット（スカートネット付き）を100メートル設置した場合

⇒10万円程度

※これらは代表的な作業種で試算した例であり、上記の補助金が必ず交付されるわけではありません。

対象者の詳細

▼補助対象者

森林経営計画の認定を受けた者、市町村、森林所有者、森林組合 等

▼補助対象業種

植栽・下刈り・除伐（25年生以下）・枝打ち・保育間伐（35年生以下）・間伐（60年生以下）・森林作業道整備・鳥獣害防止施設等整備 等

対象地域



お問い合わせ

林業振興課

代表窓口

Tel : 092-643-3534

Fax : 092-643-3541

担当者

会社名：一般社団法人財務セカンドオピニオン協会
担当：橋本
住所：東京都港区高輪3-25-22高輪カネオビル

当サービスは業務委託先が提供しており、サービス内容・品質については一般社団法人財務セカンドオピニオン協会が保証するものではありません。サービスのご利用はお客様の判断の元で行なってください。万一サービス提供を受けた結果損害が生じても、一般社団法人財務セカンドオピニオン協会には責任を負いかねます。

補助金、助成金検索サービスである業務委託先へお客様情報(企業情報)を提供し作成した資料となっております。

＜お客様情報(企業情報)お取り扱いについて＞

提供先：株式会社グランドツー（住所：東京都渋谷区南平台町3-13 新掘ビル3F電話：03-6427-0944）

利用目的：株式会社グランドツーはお預かりした情報を補助金、助成金検索の目的で利用します。

提供される内容：該当する可能性がある補助金、助成金